

II 基本目標と基本方針

II-1 基本目標

本県は、東日本大震災及び原発事故という未曾有の複合災害に見舞われましたが、一歩ずつ復興への歩みを進め、住まいの復興は一定の成果を上げました。

一方で、復興の進捗に伴い新たな課題が顕在化しており、特に本県では、被災者や避難者の生活再建のため、生活の基盤である住宅が数多く建設されましたが、急激な人口減少により住宅ストックの余剰が進んでいることから、老朽化した住宅ストックを解消（除却）するとともに、住宅ストックの質を向上させ、利活用を促進することが最重要課題となっています。

また、東日本大震災以降の急激な人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式への対応、令和元年東日本台風や令和3年2月13日福島県沖地震など頻発する自然災害からの復旧、そして避難地域の復興・再生など、本県の住まいを取り巻く社会情勢が目まぐるしく変化し、住生活を取り巻く課題が複雑化しており、子育て世帯、高齢者、被災者・避難者及び移住・定住者などの様々な事情や状況により、住まいに対するニーズが多様化しています。

これらを踏まえ、住生活の安定・向上に向け、県民、民間事業者、市町村、県等の連携、協力の下、県全体で共有する住宅政策の基本目標を以下のとおり設定します。

基本目標

居住ニーズの多様化や社会情勢の変化に柔軟に応える
良質な住宅ストックの形成と活用

II-2 基本方針

基本目標「居住ニーズの多様化や社会情勢の変化に柔軟に応える良質な住宅ストックの形成と活用」の実現に向け、住宅施策を進めていくための「基本方針」を次のとおり設定し、状況の変化に応じて適時適切に取り組んでいきます。

基本方針

方針1	住宅ストックの質と量の適正化
方針2	安全・安心
方針3	地方創生・復興
共通方針	地域居住の推進

方針1 住宅ストックの質と量の適正化

本県では、東日本大震災及び原発事故からの生活再建のため、生活の基盤である住宅が数多く建設されましたが、古い住宅を中心に、耐震化、省エネ化及びバリアフリー化など住宅性能の向上が進んでいません。また、東日本大震災以降の急激な人口減少により空き家が増加しています。

このような本県特有の状況を踏まえ、空き家を含む既存住宅の改修やリノベーションにより住宅ストックの「質」を向上させるとともに、「空き家の適正管理・除却」や「賃貸住宅の適正管理」など、人口減少社会に即した住宅ストックの「量」の適正化を重点的に進めます。

方針2 安全・安心

本県では、東日本大震災以降も自然災害が頻発していることから、「住宅の防災・減災」が急務であり、特に複合災害に見舞われた経験を生かし、災害への重層的な備えを速やかに構築する必要があります。

また、従来課題である「住まいのセーフティネットの推進」や「関係法令等の遵守」など基幹的な取組を引き続き進めていきます。

方針3 地方創生・復興

東日本大震災以降、若年層の流出や少子高齢化が急激に進んだことから、「人口減少への対応」などふくしま創生総合戦略に基づく地方創生の取組を推進します。

また、東日本大震災、令和元年東日本台風及び令和3年2月13日福島県沖地震による被災者の住宅再建に引き続き取り組むとともに避難指示解除区域における帰還者向けの住宅確保など次のステージに向けた「住まいの復興・再生」に取り組みます。

共通方針 地域居住の推進

住宅事情や住民のニーズは地域により異なることから、地域に根差した住まいづくりや安全・安心で住みやすい地域づくりに向けて、「地域力とコミュニティの醸成・維持」の取組を推進します。

また、安全・安心な住まいづくりを行うためには、持続可能な地域住宅産業の技術や体制の確保が必要であることから、地域の人材や資材、技術を活用した地域循環型の住まいづくりである「ふくしま型の住まいづくり」を引き続き推進します。

Ⅱ-3 住まいの重点取組

重点1 住宅性能の向上

本県では、東日本大震災以降に数多くの住宅が建設された一方、賃貸住宅や古い持ち家を中心に省エネ化、バリアフリー化及び耐震化等が進んでいないことから、快適で良質な住宅の確保と良好な居住環境の形成に向け、既存住宅の質の向上が重要な課題となっています。

このため、既存住宅の改修やリノベーションを促進するとともに、ライフステージに応じた住宅改修の普及・啓発を行うなど、住宅ストックの質（住宅性能）の向上を進めます。

重点2 空き家対策

周辺環境や景観、公衆衛生、治安など住環境に与える影響が大きい空き家問題は、全国で社会問題化していますが、特に本県では、東日本大震災以降の急激な人口減少等により、住宅ストックの余剰が進んでおり、空き家の抑制と減少が喫緊の課題となっています。

このため、老朽化した住宅ストックの除却や空き家改修・リノベーション等の利活用を促進するとともに、これらに対する理解の醸成・深化を図るなど、住宅ストックの量の適正化を進めます。

重点3 住宅の防災・減災対策

本県では、東日本大震災と原発事故後も平成23年7月新潟・福島豪雨や令和元年東日本台風、令和3年2月13日福島県沖地震など自然災害が頻発していることから、次の災害に備えるため、地震や水害などの災害に強く安全で安心して暮らせる住まいの形成が急務となっています。

このため、住宅の耐震化や災害ハザードエリアからの住宅移転等をハードとソフトの両面から促進するなど、住宅の防災・減災対策を進めます。

重点4 子育て世帯や移住者等への住宅供給・支援

急激な人口減少や少子高齢化が進む本県において、人口減少への対応は本県の大きな課題の一つであり、安心して子どもを産み育てることができる居住環境の形成や移住・定住、二地域居住の促進が求められています。

このため、子育ての状況に応じた住宅供給や居住環境づくりへの支援、移住・定住者、二地域居住者への住宅支援など、住まいを通じた人口減少への対応を進めます。

重点5 地域居住政策の推進

豊かな住生活の実現と持続可能な地域づくりを実現するためには、地域の住宅事情や課題等に精通した基礎自治体である市町村が、コミュニティや防災など地域特有の様々な課題を把握し、課題の解決に向けて地域に応じた住宅施策を主体的に実施することが必要です。

このため、市町村と県の連携を更に深化し、市町村による主体的な住宅施策の実施や住生活基本計画の策定、それらに対する県の的確な支援・助言など、地域居住政策を推進します。